

廃止・休止届

生活保護法・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律指定介護機関 ※（廃止・休止）届

「生活保護法」第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、次のとおり ※休止・廃止 したので届け出ます。

指定介護機関	生活保護法 指定番号	〇〇区 訪介 第 □□号
	中国残留邦人 指定番号	〇〇区 訪介 第 □□号
	名 称	〇〇訪問介護センター
	所在地（住所）	〒111-1111 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 △△ビル2階 TEL ( 052-222-222 )
	介護保険事業者番号	2300000000
※廃止・休止年月日	〇年 〇月 〇日	
※廃止・休止する サービスの種類	訪問介護	
※廃止・休止の理由	業務を廃止するため	
利用者等の措置状況	他のサービス事業所をご案内	
再開の見とおし (休止の場合)		

印

(捨印)

コメントの追加 [S1]:

指定申請の際、通知でお知らせした指定番号を記載してください。

☆不明の場合は空欄のままです。

コメントの追加 [S2]:

上記「生活保護法指定番号」と同様

コメントの追加 [S3]:

記載された日付から生活保護受給者へのサービス提供ができなくなります。

例：平成26年7月30日をもって事業を廃止する。

→「平成26年8月1日」と記載する。  
(翌日を記載してください。)

コメントの追加 [S4]:

廃止・休止するサービスの種類が複数ある場合はすべて記載してください。

コメントの追加 [S5]:

廃止・休止届を提出する日付を記載してください。

コメントの追加 [S6]:

記載例は開設者が法人の場合です。

開設者が個人の場合は開設者の住民票の住所、氏名を記載してください。

※開設者が個人の場合、「開設者の住所」は個人の住民票上の住所となるため注意してください。

コメントの追加 [S7]:

開設者が法人の場合、法人印が必要ですので注意してください。また、届出書右上の捨印欄にも同一の印鑑を押し印してください。

〇年 〇月 〇日

経営譲渡などによる廃止の場合、新しい開設者の記載ではなく、従前の開設者の記載をお願いします。

住 所 〒222-2222  
名古屋市中千種区〇〇町1丁目2番地の3

届出者

氏 名 株式会社△△  
代表取締役 名古屋 太郎

印

<注意事項>

1. この届書は、介護機関の所在地を管轄する社会福祉事務所（区役所民生子ども課又は支所 区民福祉課）に提出してください。
2. この届書は、介護機関が休止又は廃止された場合に速やかに提出してください。
3. 休止の場合には、再開後 10 日以内に「再開届書」を提出してください。
4. 「生活保護法」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による委託患者がいる場合には、その善後処置につき適切に配慮してください。

<記載要領>

1. 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。
2. ※印のところは、不要なものを——で消してください。
3. 指定介護機関の「番号」は、指定通知書によって通知した整理番号を算用数字で記載してください。「中国残留邦人指定番号」は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による指定を受けていない場合、空欄にしてください。
4. 指定介護機関の「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法により許可若しくは指定を受け又は届け出た正式な名称を記載してください。
5. 「利用者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
6. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。
7. 捨印欄には、届出者の欄に押印した印鑑と同一の印鑑を押印してください。